

習志野市長期計画

序論（案）

■ I 「習志野市長期計画」の策定

- 1 長期計画策定の趣旨
- 2 長期計画の3つの指針
- 3 長期計画の位置づけと期間

■ II 習志野市の都市現状と将来予測

- 1 将来発展と土地利用
- 2 人口概況と将来推計
- 3 財政概況

■ III 市民意識と市民提案

- 1 市民意識調査結果概要
- 2 市民意見の提案概要

I

「習志野市長期計画」の策定

I – 1 長期計画策定の趣旨

習志野市では、昭和 45(1970)年に「文教住宅都市憲章」を制定しました。この憲章は、「目標の無いまちづくりが、単に市民生活を脅かすだけにとどまらずに、ついには住民自治を埋没させてしまう」という危惧のもと、度重なる市民との話し合いを通じ、「全市民が明るく健康で豊かな生活を営むための条件」として制定したもので、当時の地方自治法において定められた基本構想として、その役割を担ってきました。その後、昭和 60(1985)年に新たな習志野市基本構想を策定した際、本市不变のまちづくりの基本理念として位置付けられ、今日に至っています。

近年においては、この基本理念のもと、平成 13(2001)年に目指すべき都市の姿を「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)習志野」とした基本構想を定め、豊かな人間性と暖かさを育み、都市と自然が共生し、安全で安心な暮らしができ、活気あふれるいきいきとした「まち」を目指して、様々な市民ニーズに応じた施策を展開してきました。

しかしながら、平成 13(2001)年に基本構想を策定してから月日が経過する中で、社会経済情勢は大きく変化しました。特に平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災では、本市も大きな被害を受け、復旧復興が喫緊の課題となる中で、将来にわたり、安全・安心なまちづくりを推進することは、これまで以上に重要視されるようになりました。

また、本格的な少子超高齢社会の到来や、扶助費等の社会福祉関係経費の増大など、大きな社会変化の中で、本市の将来像を市民とともにどのように創っていくのか、そして、その工程をどのように示していくのかは、自立した自治体運営の上での責務であります。

これまで、本市では、従前の行財政改革とともに、公共施設再生へ向けた先駆的取り組みを実施しており、厳しい財政状況のなか、市民とともに課題の解決に努めているところですが、市政を取り巻く環境の変化と課題に適切に対応するためには、更に踏み込んだ取り組みが求められており、将来を見据えた新たな習志野市の将来像を早急に示すことが重要であります。

そこで、前計画の成果と反省を土台とし、社会経済情勢や新たな市民ニーズ、地域状況を踏まえ、これまでの習志野市が築き上げてきた「まちづくり」の成果を生かすことで、次の世代に誇りある、魅力的な習志野市を築くため、市政指針となる新たな長期計画を早期策定しました。

なお、地方自治体の基本構想は、平成 23(2011)年 5 月 2 日公布の地方自治法の一部を改正する法律により、基本構想の策定義務が廃止されましたが、習志野市の長期ビジョンを市民に示すことは市の責務であること、そして、基本構想は、まちづくりを推進する上で方向性を示

すものであり、かつ目標として必要であることから、市民総意で策定するものであり、議会の議決をもって策定することとしました。

I - 2 長期計画の3つの指針

本市では、昭和45(1970)年制定の文教住宅都市憲章を従来通り堅持し、憲章の精神に基づいたまちづくりを継続し、憲章に基づいた様々な施策を実施します。

また、長期計画は、本市の基本目標等を明らかにするものであり、次の3つの役割を担います。

1. 市民とともに進めるまちづくりの指針

まちづくりは、行政においてのみ計画し、推進するものではなく、市民との対話、協調の場を通じ、市民と協働で進めることが重要となります。そのために長期計画は、市民の意見を取り入れた、市民と行政がともにまちづくりを進めていく指針としての役割を担います。

2. 安全・安心なまちづくりの指針

東日本大震災では、東北地方を中心とした広大な範囲で被害があり、本市においても、液状化現象により大きな被害がもたらされました。

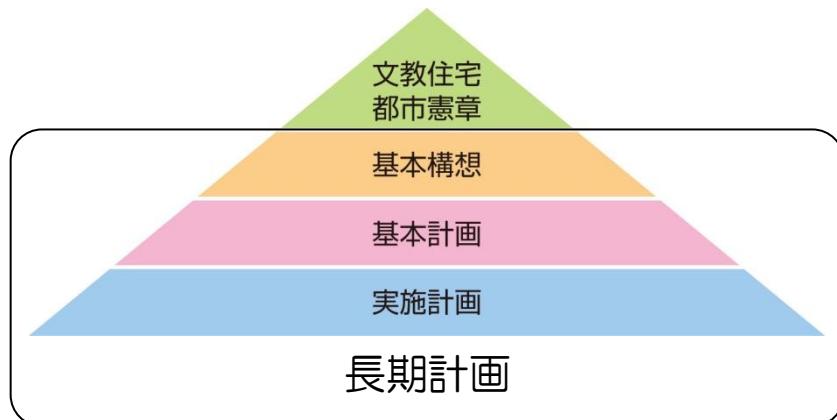
長期計画は、震災からの復旧・復興にとどまらず、各種の自然災害から市民の生命と財産を守り、早期に日常生活を取り戻せる、安全で安心なまちとして発展していくための指針としての役割を担います。

3. 持続可能な行財政運営を行うまちづくりの指針

地方分権・地域主権改革の推進により、地方自治体には、自己決定、自己責任という行政システムの構築が求められています。

そのために長期計画は、開かれた市政、一層の行財政の効率化等、地方分権に対応し、総合的で計画的な行財政運営を行うための指針としての役割を担います。

図表-1 憲章と長期計画との関係イメージ



I – 3 長期計画の位置付けと期間

(1) 長期計画の構成内容

長期計画の構成については、以下の通りとします。

1. 基本構想

【計画内容】 基本構想は、まちづくりの基本的な考え方である将来都市像や、将来都市像を実現するための目標及び重点プロジェクトを示します。

【計画期間】 計画期間は平成26(2014)年度から37(2025)年度までの12年間とします。

2. 基本計画

【計画内容】 基本計画は、将来都市像を実現するための目標及び重点プロジェクトの具体的な施策、主な事業、目標指標等を示します。

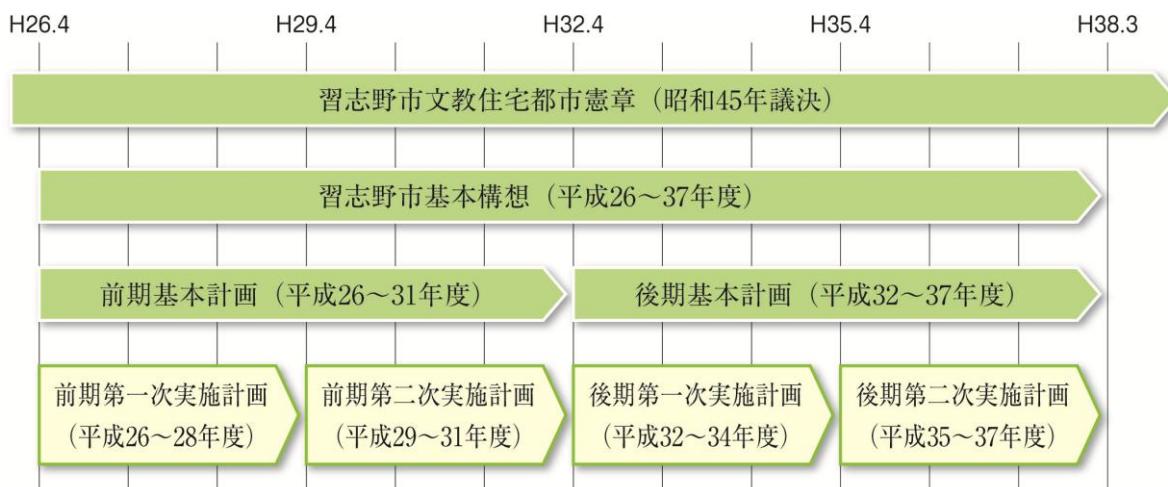
【計画期間】 中期的な事業や目標を施策として体系的に取りまとめるため、計画期間は基本構想の計画期間を前期・後期に分け、それぞれ6年間とし、後期計画については、改めて策定作業を行います。

3. 実施計画

【計画内容】 実施計画は、基本計画で示された施策を実現するための個々の事業の実施計画を示します。

【計画期間】 社会の変化や住民ニーズに柔軟に適応させるため、計画期間は3年間とし、3年毎に策定作業を行います。

図表-2 憲章と長期計画の実施期間



II

習志野市の都市現状と将来予測

II-1 都市発展と土地利用

(1) 習志野市の沿革【~軍郷から文教住宅都市へ~】

本市は、昭和 29(1954)年 8 月 1 日、津田沼町を母体に千葉県内で 16 番目に市制を施行し、人口 30,204 人、面積 17.66 km²を有する都市として誕生しました。

本市は、それまで軍郷として知られてきましたが、戦後、旧軍用地の転用が進み、大学等の教育施設や商工業施設、住宅街が形成され、文教住宅都市への転換が図られました。

その後、昭和 40 年代から 50 年代(1965 年から 1984 年)にかけては、我が国の高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR 総武線の複々線化、2 度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発が行われる中、学校、幼稚園や社会福祉施設等公共施設の整備を実施するなど、教育、福祉及び文化の振興、住環境の保全等に力を注ぐとともに、昭和 45(1970)年 3 月 30 日には「習志野市文教住宅都市憲章」を制定しました。

昭和 60(1985)年代以降は、JR 京葉線の開業等によって、急速に市街化が進展し、住宅都市として発展するなかで、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤に重点を置いた整備を進め、更には習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約への登録をはじめとする都市基盤の整備、環境の保全等に努めてきました。



(2) 土地利用状況【~小さいながら高効率で居住環境の良好なまち~】

本市は、平成 24(2012)年 4 月 1 日現在で市域面積 20.99 km²と県内自治体で 4 番目に小さな面積となっています。

昭和 30(1955)年代後半より、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。

現在、本市は全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域は 18.59 km²で市域の 88.6%、市街化調整区域は 2.4 km²で市域の 11.4%を占めています。

(3) 地理的特性【~交通網が発達し利便性に優れたまち~】

① 都市に係る状況

本市は、千葉県北西部、東京湾に面した位置に所在し、周囲は千葉市、船橋市、八千代市に隣接しており、市域は 20.99 km²、常住人口 165,164 人、人口密度は 7,869 人/km²であり(平成 24(2012)年 4 月 1 日現在)、千葉県内で 3 番目に高い人口密度となっています。

東部から中部地区にかけては、騎兵旅団司令部があった大久保地区を中心に、明治から昭和にかけて発展の中核地域であったことから、本市においては市制施行当初からの人口集中地域でもありました。戦後の軍解体に伴い、広大な跡地は大学や工業系企業等の敷地として活用されています。

中部地区は、最も古くから集落がある鷺沼・鷺沼台・藤崎地区をはじめ、JR 総武線や京成線等の主要交通機関が集中する津田沼地区があり、昭和 30(1955)年代まで海岸線があった国道 14 号沿いを南端に、本市の中核を担ってきた地域もあります。

西部地区は、ラムサール条約に登録されている谷津干潟があります。また、東京湾岸は国道 14 号以南の埋立地域で構成されており、JR 京葉線以南である芝園、茜浜地区は、居住エリアとの明確な分断のための土地利用がなされており、工業・流通エリアとして、本市の産業地域となっています。

② 交通に係る状況

本市は、主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5 路線 7 駅が設置され、市内どの地域からも約 2 km で駅へ行くことができ、鉄道へのアクセスは大変優れています。

また、京葉道路、東関東自動車道の高速道路、国道 14 号、国道 357 号の国道など数多くの道路が設置され、充実した交通網が発達しております。更には、新たに谷津船橋インターチェンジが平成 25 年に完成し周辺地域の混雑緩和や利便性が向上しました。

この充実した交通網により、都心まで約 30 分、成田空港まで約 40 分と交通至便な地域となっています。

③ 地理に係る状況

本市の海拔平均は 18m であり、台地、段丘斜面、谷戸地、海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。北部の下総台地から、かつて旧海岸線があった国道 14 号沿いには海岸段丘の名残があるものの、全体としては南部の現海岸線に向けて、緩やかな傾斜をなしています。

II-2 人口概況と将来推計

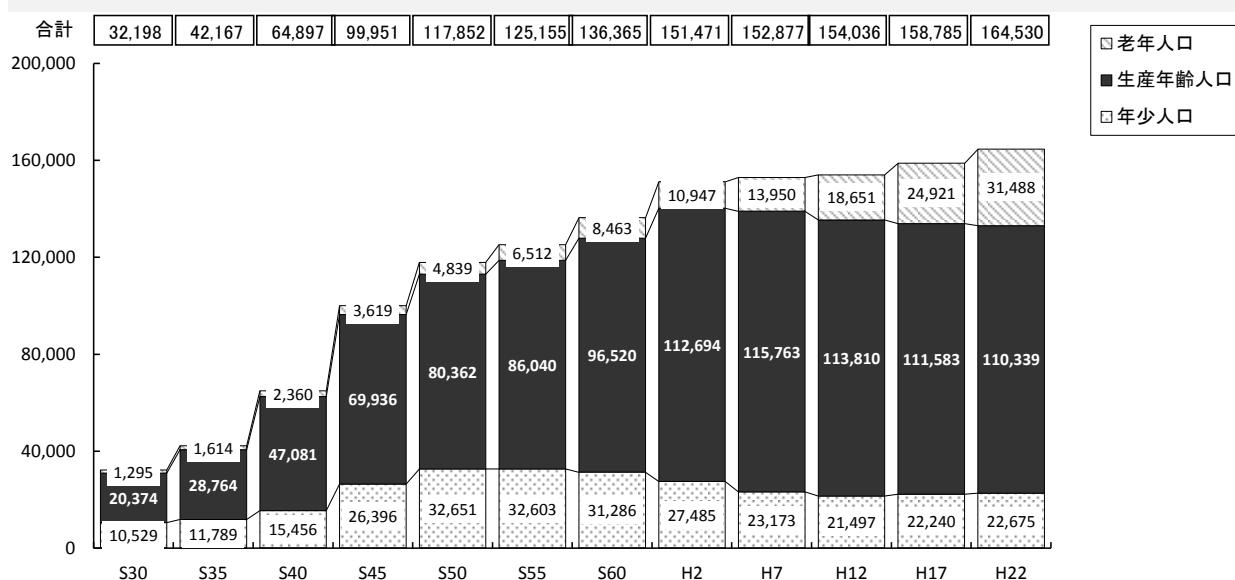
(1) 人口概況【~埋立とともに急増 定着し緩やかに伸びる人口 ~】

1) 総人口状況

国勢調査による本市の総人口は、平成 22(2010)年に 164,530 人となっており、2 度の埋立による市域拡大や、住宅都市化が定着する中、一貫して増加傾向にあります。

しかし、平成期に入ってからは、総人口の増加はあるものの、人口構成比では、平成 2(1990)年に年少人口が 18.1%だったものが、平成 22(2010)年には 13.8%に減少し、生産年齢人口も 74.4%から 67.1%へと同じく減少する一方で、老人人口は 7.2%から 19.1%へと増加しており、少子高齢化が進んでいます。

図表-3 総人口と人口状況の推移(単位：人)



資料:習志野市「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

※ 不詳者が含まれるため、文・表中の合計が一致しない場合があります。

また、平成 23(2011)年 10 月 1 日の人口状況では、総人口は 165,317 人となっており、その人口構成比は、老人人口が 19.4%、生産年齢人口が 66.6%、年少人口が 14.0%、性別比は男性が 50.5%、女性が 49.5% となっています。

図表-4 平成 23 年 10 月 1 日の本市の人口状況(単位：人)

区分		総数	男性	女性
人口	常住人口	165,317	83,552	81,765
	老人人口 (65 歳以上)	13,559	5,678	7,881
	後期高齢者(75 歳以上)	18,561	8,826	9,735
	前期高齢者(65~74 歳)	32,120	14,504	17,616
	生産年齢人口(15~64 歳)	110,050	57,067	52,983
	年少人口(0~14 歳)	23,147	11,981	11,166

資料:習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成 24 年 3 月作成)

(2) 将来推計【~ゆるやかに進む少子高齢化~】

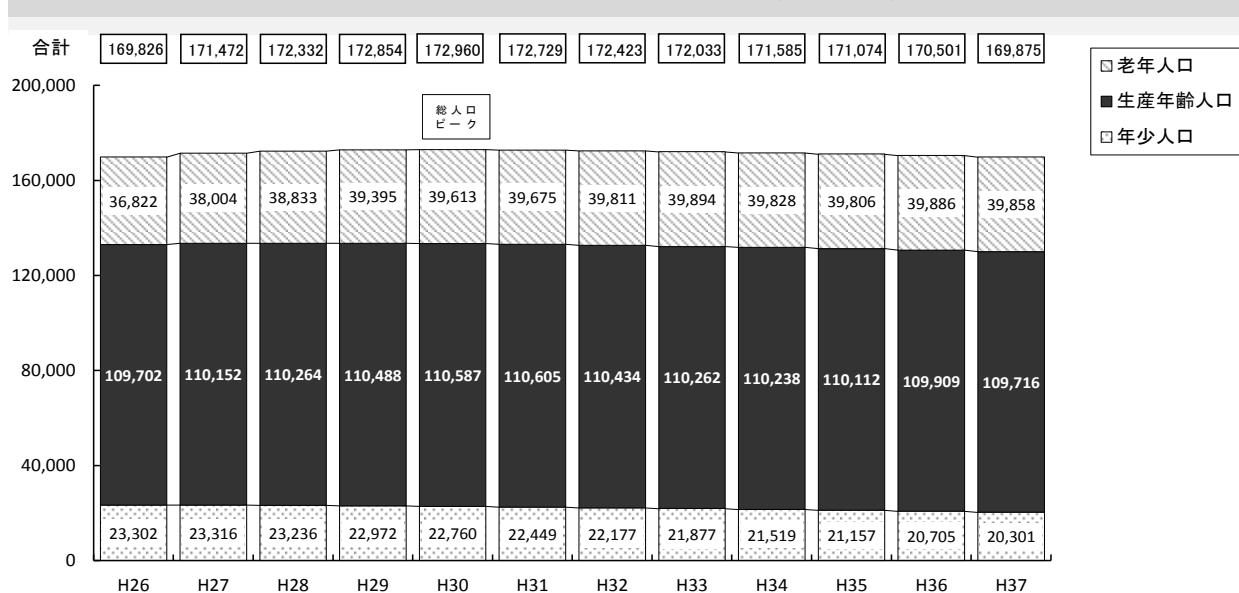
1) 総人口推計状況

平成 23(2011)年度に実施した将来推計において、本市の総人口は、しばらく増加傾向が続いますが、平成 30(2018)年代に入ると減少傾向に転じる見込みとなっています。

人口構成比では、年少人口が平成 26(2014)年の 13.7%から、計画最終年度の平成 37(2025)年には 1.7 ポイント減の 12.0%となり、生産年齢人口は 64.6%から、実数・構成比とも、ほぼ横ばいとなる見込みです。

一方で、老人人口は 21.7%から、1.7 ポイント増の 23.4%となっており、本市においても従来通りの少子高齢化が進んでいく見込みです。

図表-5 総人口と人口状況の予測推移(単位：人)



資料:習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成 24 年 3 月作成)

※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※ 基準日は各年 10 月 1 日。

本基本構想期間最終年の平成 37(2025)年の人口推計状況では、総人口は 169,875 人、その人口構成比は、老人人口が 23.4%、生産年齢人口が 64.6%、年少人口が 12.0%で、性別比は男性が 50.1%、女性が 49.9%となっています。

図表-6 本基本構想最終年(平成 37 年 10 月 1 日)の本市の人口推計状況(単位：人)

区分		総数	男性	女性
人口	推計常住人口	169,875	85,164	84,711
	老人人口 (65 歳以上)	22,682	8,935	13,747
	後期高齢者(75 歳以上)	17,176	8,106	9,070
	前期高齢者(65~74 歳)	39,858	17,041	22,817
	高齢者総数	109,716	57,242	52,474
	生産年齢人口(15~64 歳)	20,301	10,881	9,420
	年少人口(0~14 歳)			

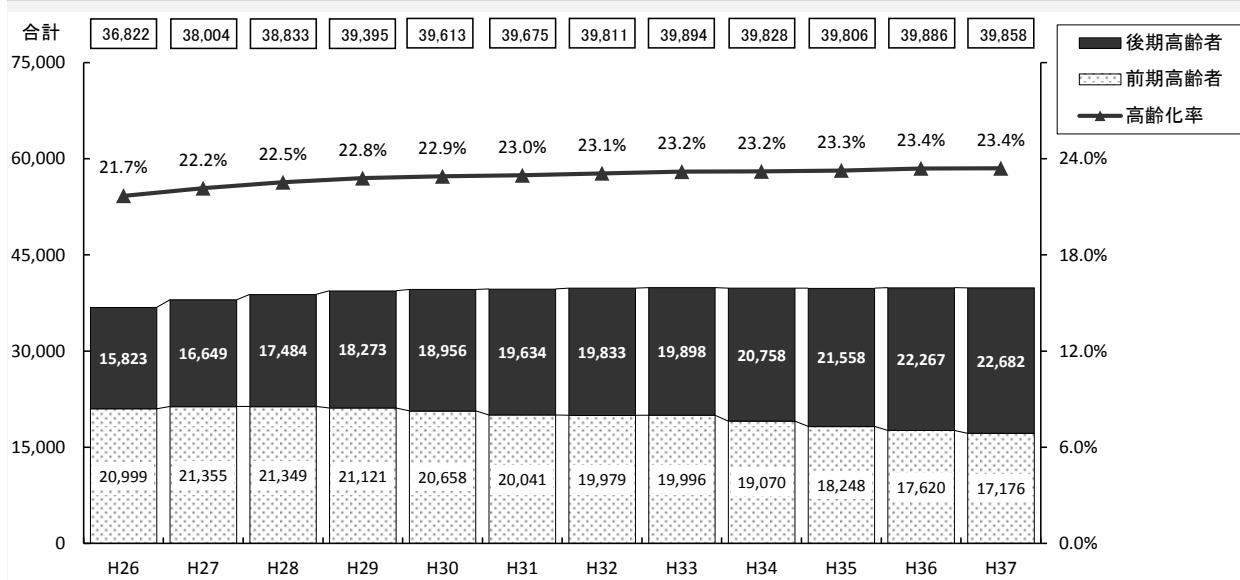
資料:習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成 24 年 3 月作成)

2) 高齢者の推計状況

総人口に係る将来推計のうち、高齢者(65歳以上)の推計では、平成26(2014)年に高齢化率が21.7%となり、平成37(2025)年には「団塊の世代」が後期高齢者となることから、全体的に高齢者構成比が前期高齢者から後期高齢者に徐々にシフトし、加えて、高齢者総数も更に増加する見込みです。

したがって、人口構成比も変化し、老人人口は21.7%から平成37(2025)年には23.4%となり、そのうち前期高齢者は12.4%から10.1%と減少しますが、医療・介護のニーズが高まると予測される後期高齢者は9.3%から13.3%へと増加する見込みです。

図表7 平成37年までの高齢者人口動向(単位：人)



資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成24年3月作成)

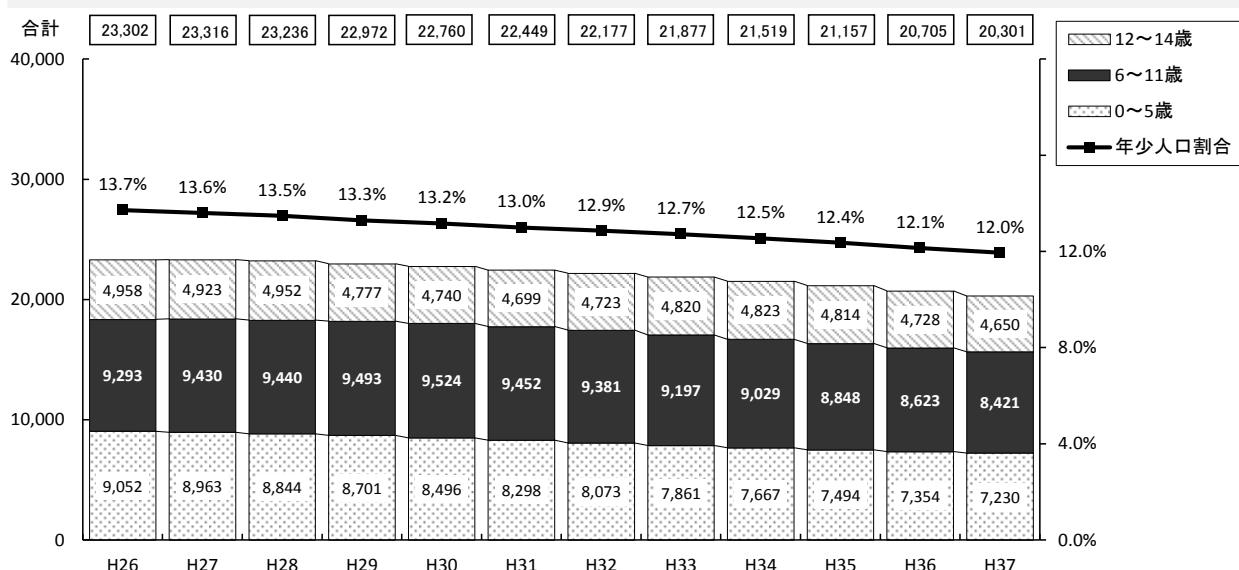
※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※ 基準日は各年10月1日。

3) 年少者の推計状況

総人口に係る将来推計のうち、年少人口(14歳以下)は平成26(2014)年の13.7%から平成37(2025)年には12.0%となり、そのうち0~5歳の人口構成比は5.3%から4.3%、6~11歳は5.5%から5.0%、12~14歳は2.9%から2.7%へとそれぞれ減少し、年少者の推計人口は平成26(2014)年から一貫して減少の見込みにあります。

図表-8 平成37年までの年少者人口動向(単位：人)



資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成24年3月作成)

※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※ 基準日は各年10月1日。

4) 将来推計の総論

本基本構想期間(平成26~37(2014~2025)年)においては、当初は人口増加傾向にありますが、平成31(2019)年以降は市制施行以来、初めての人口減少期に入り、少子超高齢社会に適応する関連施策等の展開が求められるとともに、人口減少から予想される市政運営の課題等を早期に抽出し、想定される諸問題への対応が求められる期間となります。

具体的には、少子高齢化が労働力不足、都市機能・地域コミュニティの弱体化を招くことのないよう、子どもを産み育てやすい環境の整備や、住みたいと思える住環境の整備、また、持続可能な行財政運営の観点をもって、まちづくりに取り組んでいく必要があります。

今後は、高齢社会対策の推進にあたっての基本姿勢を明確にするとともに、対策の一層の推進を図るために、平成24(2012)年度に国が制定した高齢社会対策大綱に則った、新しい体制での高齢社会を迎えることが重要となります。

また、本格的な人口減少社会が到来することを踏まえて、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える一元的な制度として整備された子ども・子育て支援新制度のもと、本市も制度の実施主体として、地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化していくことが重要となります。

II-3 財政概況

(1) 主要財政状況【~増大一途の歳出と困難な財源確保~】

1) 峰入状況の推移

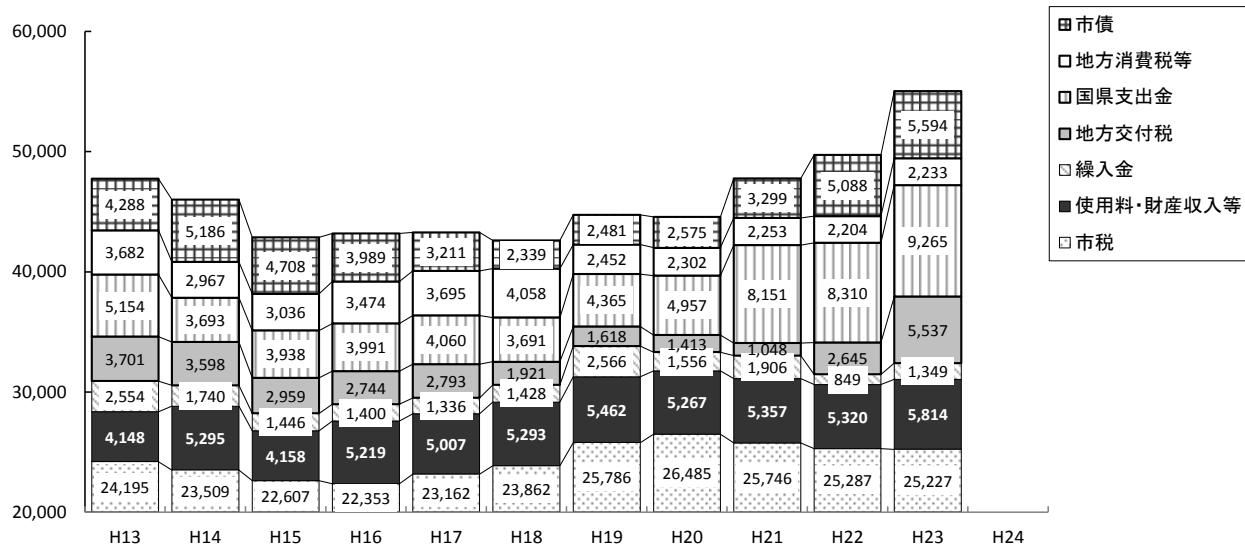
地方分権を目指し、国において地域主権改革が進められているなかで、国と地方の役割分担に応じた税源配分や、地方交付税制度の見直しなど、地方財政は大きな転換期を迎えています。

平成17(2005)年度までは、市税収入は減少傾向にありました。その後、景気の回復や税制改正などの影響によって増加傾向に転じました。特に平成19・20(2007・2008)年度の増加は、国税である所得税から個人市民税への税源移譲や定率減税の廃止といった大きな税制改正が影響したことによるものです。

平成21(2009)年度からは、長引く景気の低迷などにより、市税は減少しており、平成23(2011)年度は、東日本大震災に伴う減免なども、市税減少の要因となっています。

また、国県支出金や地方交付税が増加傾向となっていますが、国による経済対策の取り組みや、児童手当、生活保護をはじめとする扶助費の増加に伴うもので、震災の復旧・復興に対する財源も増加要因となっています。

図表-9 前基本構想期間の決算歳入推移(単位：百万円)



資料:習志野市「普通決算状況」(各年度末現在)

2) 峰出状況の推移

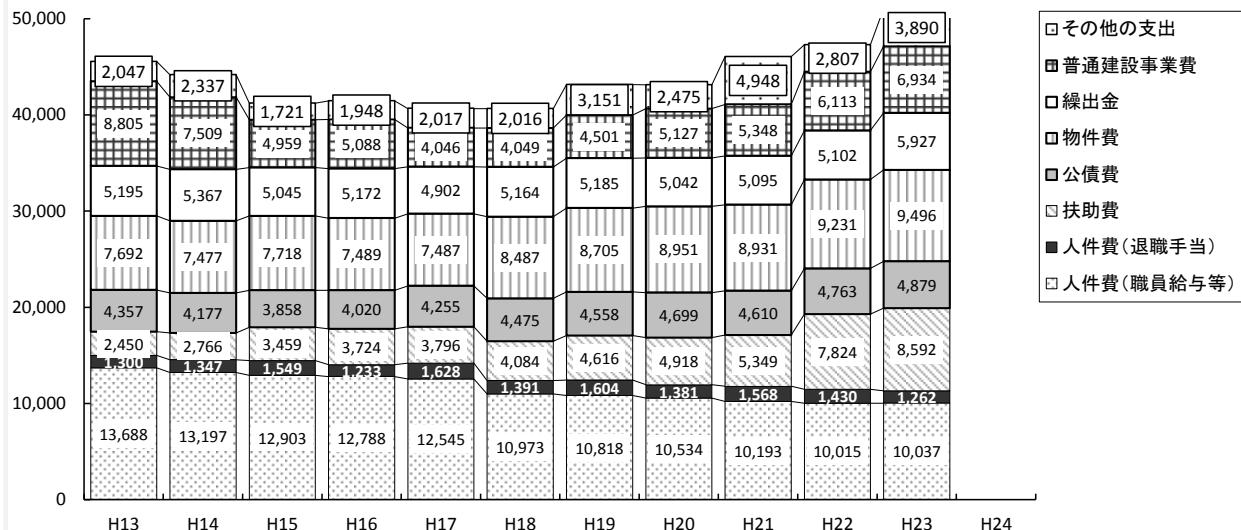
本市の歳出のうち、「人件費(職員給与等)」については、集中改革プランに基づく職員数の削減や人事院勧告による給与改定などにより、減少傾向となっています。

また、近年扶助費の増加が著しく、特に生活保護費や、児童手当などの児童福祉費が増加となっています。

なお、「普通建設事業費」は、その年度に行う工事によって大きな増減幅がありますが、近

年は公共施設の耐震化や建替え、震災対応に伴う道路改修費なども増加となっています。

図表-10 前基本構想期間の決算歳出推移(単位：百万円)



資料:習志野市「普通決算状況」(各年度末現在)

(2) 東日本大震災に係る市財政への影響【~復興へ一定の目途~】

先行き不透明な景況感が漂う中で本市の財政状況は、歳入の根幹である市税収入の継続的な増加が見込めず、歳出においては扶助費等の社会福祉関係経費が増加するなど依然として厳しい財政運営が続いています。

こうした厳しい状況下にあっても、平成23(2011)年度は、国による財源対策の活用を図りながら、東日本大震災からの復旧・復興など緊急性・必要性のある事業についてその対応に取り組んできました。

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災では、本市も国道14号以南の地域を中心に大きな被害をもたらしました。これまで、市民生活の安全・安心を取り戻すため、道路や下水道などの各種公共施設の災害復旧を最優先に取り組み、その結果、一部未完の状態ではありますが、市民生活を立て直すまでに復旧することができました。今後も、震災からの復興に向けては、下水道の整備がおおむね完了した上で、道路整備を推進しなければなりません。

東日本大震災は、市の財政状況に大きな影響を与え、よりいっそう厳しさが増すものと想定されますが、事業執行にあたっては、更なる復興財源の確保に努めるとともに、地方債の発行に伴う将来債務残高及び財政負担に注視し、持続可能な財政運営を図って行く必要があります。

(3) 財政予測【~※財政予測掲載後に記載~】

平成25年度作成。

III

市民意識と市民提案

III-1

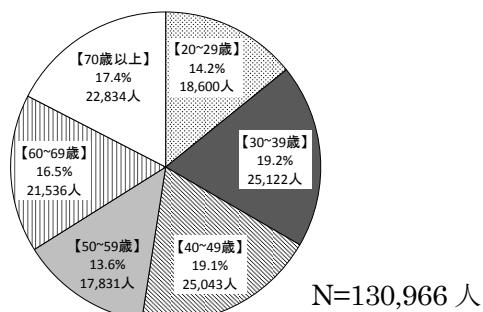
市民意識調査結果概要

(1) 調査の目的

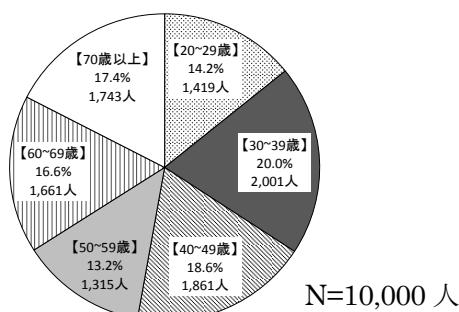
本調査は、市民生活の現状、市民の行政に対する要望及び市政に対する評価の実態、市民のまちづくりに対する意識等を的確に把握し、今後の行政運営等に反映させるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

1) 住民基本台帳における人口年齢構成と調査票配布先

① 住民基本台帳 20歳以上の年齢構成

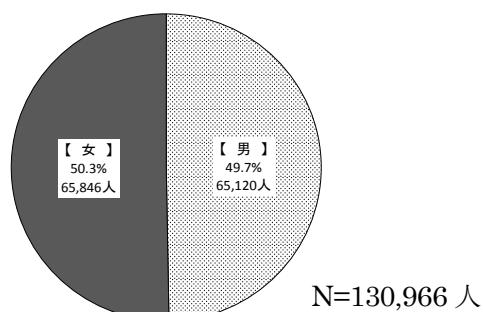


② 調査票配布先の年齢構成

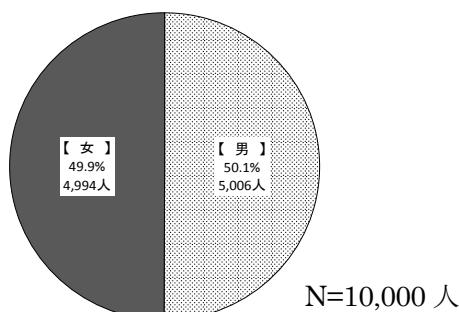


2) 住民基本台帳における人口性別構成と調査票配付先

① 住民基本台帳 20歳以上の性別構成

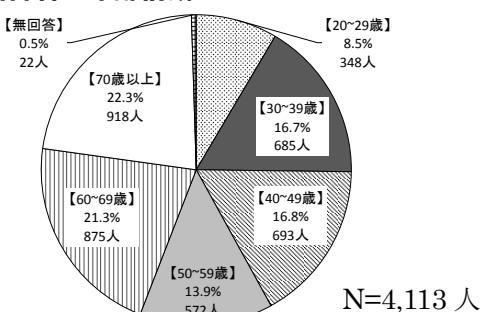


② 調査票配布先の性別構成

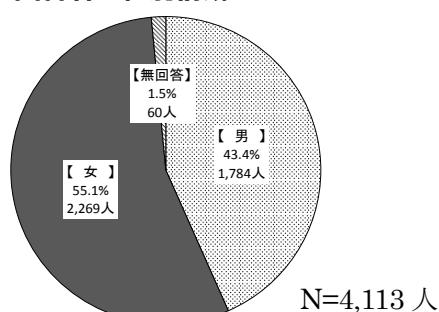


3) 回答者の基本属性分布

① 回答者の年齢構成



② 回答者の性別構成

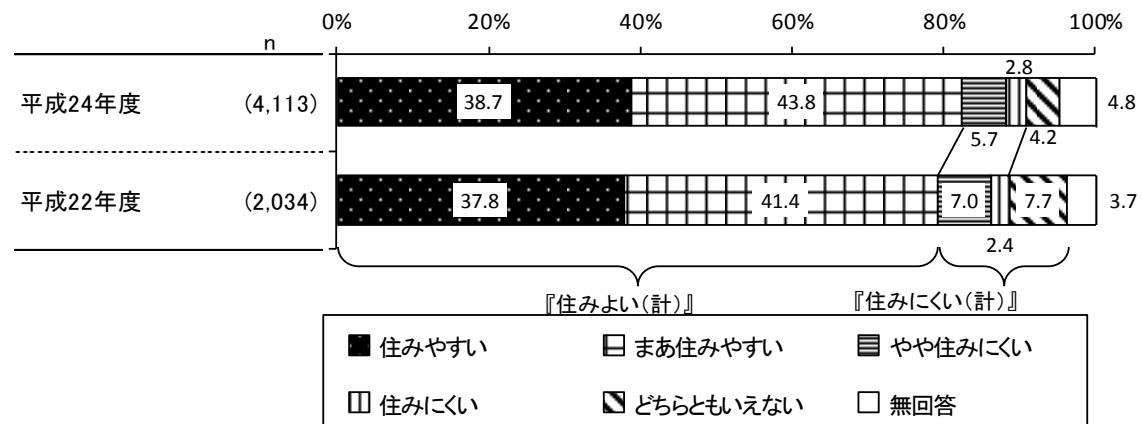


(3) 結果の概要

1) 住みよさと定住意向について

あなたが現在お住まいの場所は、住みやすいと感じますか。(1つだけに○)

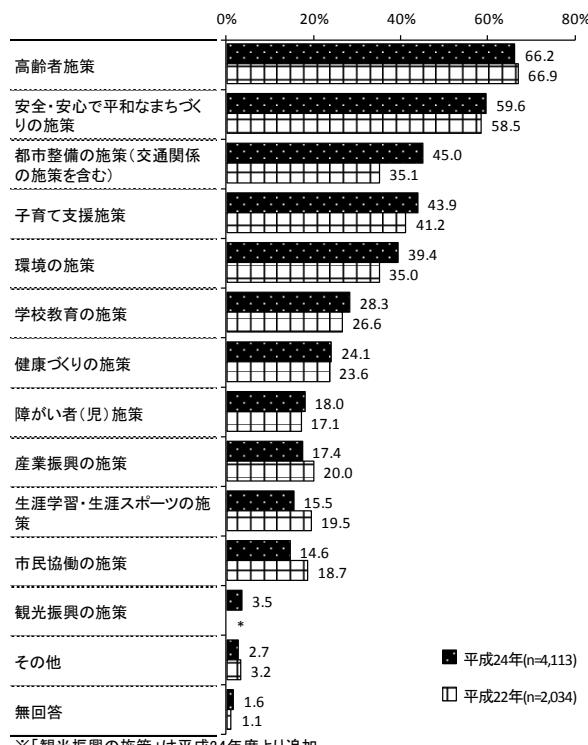
現在の居住地の住みやすさについては「まあ住みやすい」が43.8%で最も多く、「住みやすい」の38.7%と合わせた『住みよい』が82.5%となっています。



2) 市政全般について

次の施策の中で特に重要なものは何ですか。(○は5つまで)

特に重要な施策は「高齢者施策」が66.2%で最も多く、次いで「安全・安心で平和なまちづくりの施策」が59.6%、「都市整備の施策(交通関係の施策を含む)」が45.0%となっています。

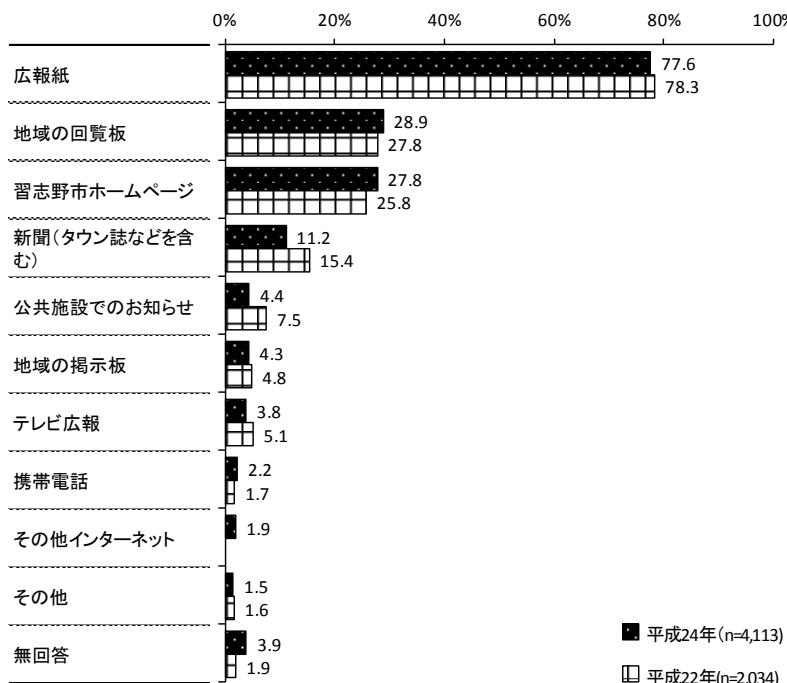


※「観光振興の施策」は平成24年度より追加

3) 情報の入手方法

あなたは、市からの情報を得る手段として、どのような方法を利用していますか。(○は2つまで)

情報の入手方法は「広報紙」が群を抜いて最も多く 77.6%となっています。次いで、「地域の回覧板」が 28.9%、「習志野市ホームページ」が 27.8%、「新聞(タウン誌などを含む)」が 11.2%となっています。

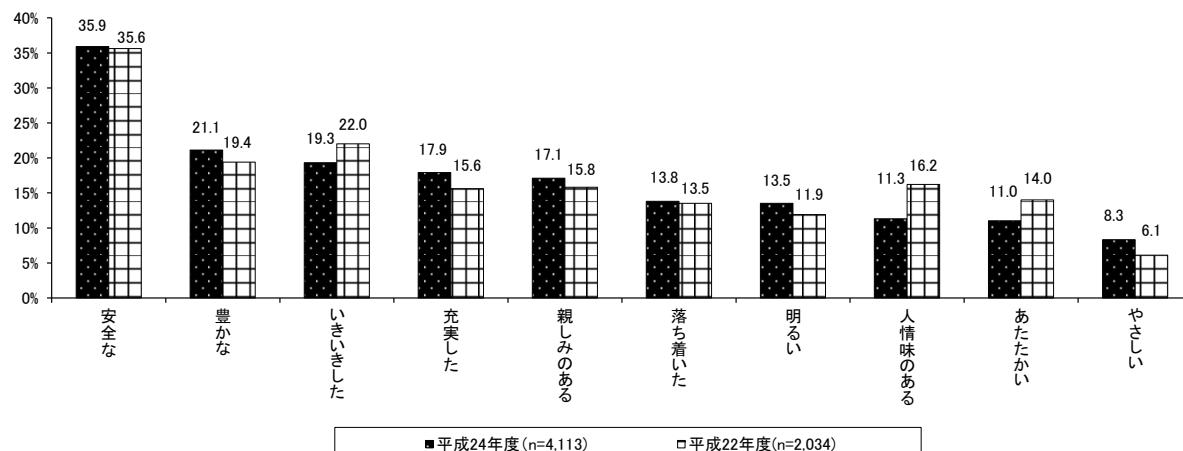


※「習志野ホームページ」と「その他インターネット」は
平成22年度は1つの選択肢だったが、24年度より2つの選択肢に分割

4) 10年後の習志野市のイメージにふさわしい言葉

「10年後」の習志野市のイメージとして次のどの言葉がふさわしいと思いますか。(○は3つまで)

10年後の市のイメージにふさわしい言葉については「安全な」が 35.9%で最も多く、次いで「豊かな」が 21.1%、「いきいきした」が 19.3%となっています。



III-2 市民意見の提案概要

本計画の策定に当たっては、市民協働を理念に、「習志野市次期基本構想・基本計画策定市民会議」や「まちづくり提案会」を開催し、策定の各工程で多くの市民意見を取り込むことに努めました。

頂いた提案内容は、実現できるもの、今すぐには実現できないが将来可能性があるもの、市のみでは対応が困難なものなど、多岐にわたっています。

以下は、主な意見を分野ごとにまとめた提案概要です。

分 野	主な提案
保健・医療・福祉	・ 健康づくりの取り組みの周知強化
	・ 自主的に気軽に運動できる場の整備
	・ ひとり暮らし高齢者の孤立解消
	・ 買い物弱者への支援
	・ 障がいを持った方と交流を深める機会の設定
	・ 歩道などのバリアフリー化
	・ 交通空白地域の利便性の向上
地域経済・産業振興	・ 商店街、大学周辺の賑わい創出
	・ 地域コミュニティの再生
	・ 新たな企業誘致
	・ 企業と協働したまちづくりの企画
	・ 市民農園・観光農園の開設
	・ 他の産業やイベントとの連携
危機管理・安全対策	・ 情報伝達手段の確保
	・ ライフラインの維持・確保
	・ 地域との連携
	・ 災害時要援護者への対応
都市基盤整備	・ 渋滞、踏切等の道路事情の改善
	・ 道路計画の話し合いへの市民参加
	・ 景観の維持
	・ 水道、ガスの安定供給
	・ 住宅施策の充実
環境政策	・ 谷津干潟の保全
	・ 二酸化炭素排出量削減
	・ 自然環境の保全
	・ ごみの減量化
	・ ごみ焼却施設の保全、長寿命化
	・ 放射線量の周知

分野	主な提案
子育て・教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てと仕事の両立支援 ・ 高齢者のパワーの活用 ・ 親同士の交流機会の拡大 ・ 子どもが自由に遊べる場の確保 ・ 安心して通学できるための防犯 ・ 対外行事、自然体験活動の充実 ・ 中核図書館の設置 ・ 図書館の利便性の向上 ・ 学習拠点として大学との連携 ・ 気軽に利用できるスポーツ施設の整備
男女共同参画・交流・平和啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークライフバランスの推進 ・ 多文化共生社会に向けた交流行事の開催 ・ 遠隔地自治体との災害時協力 ・ 他自治体と連携したまちおこし ・ 定年退職者の地域運営への参画 ・ 地域交流の活性化 ・ 平和意識の啓発 ・ 次世代への平和継承
財政・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の更新、再生 ・ 新時代のシンボルとなる堅実で親しみやすい新庁舎 ・ 学校の耐震化 ・ 施設のバリアフリー化
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参加型のまちづくり ・ お互いに助け合える優しいまちづくり